

豊かな暮らし空間創生事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、快適な暮らし空間の実現及び普及を図るため、豊かな暮らし空間創生事業及び美しいいえなみ整備事業を実施する者に補助する市町（政令市を除く。以下同じ。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「豊かな暮らし空間創生事業」とは、ふじのくにフロンティア推進区域、ふじのくにフロンティア新拠点区域、又はふじのくにフロンティア地域循環拠点区域で行う豊かな暮らし空間創生住宅地認定等要綱（平成27年2月9日令和元年5月9日付け住づ第66号暮らし・環境部建築住宅局住まいづくり課長通知、以下「認定要綱」という。）に基づく認定を受けた住宅地の整備をいう。
- (2) この要綱において「美しいいえなみ整備事業」とは、認定要綱に基づく緑のいえなみを整備する事業をいう。
- (3) この要綱において「ふじのくにフロンティア推進区域」とは、ふじのくにフロンティア推進区域設置要綱（平成26年4月1日付け政地第196号企画広報部長通知）に基づき県が指定したふじのくにフロンティア推進区域をいう。
- (4) この要綱において「ふじのくにフロンティア新拠点区域」とは、ふじのくにフロンティア推進エリア設置要綱（令和元年5月10日付け政総第26号政策推進担当部長通知）に基づき市町が設定したふじのくにフロンティア新拠点区域をいう。
- (5) この要綱において「ふじのくにフロンティア地域循環拠点区域」とは、ふじのくにフロンティア地域循環共生圏設置要綱（令和4年3月28日付け政総第289号政策推進担当部長通知）に基づき市町が設定したふじのくにフロンティア地域循環拠点区域をいう。

第3 補助の対象及び補助率

別表第1に掲げるとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 収支予算書（様式第3号）
 - エ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと
 - ア 豊かな暮らし空間創生事業又は美しいいえなみ整備事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更をしようとする場合（別に定める軽微な変更を除く。）

イ 補助事業に要する経費の配分の変更（交付決定を受けた事業間の補助金の流用で、流用先の補助金の額の3割（当該流用先の補助金の額の3割に相当する額が300万円以下であるときは300万円）以内の変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと

(4) 市町長が補助金の交付の決定をする際に条件として付した(1)若しくは(2)の指示をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと

(5) 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）交付要綱（平成27年3月6日府地創第48号）第22条に掲げる事項。ただし間接交付金事業者は市町長、交付金事業者及び大臣は知事、国は県と読み替える。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

ア 変更承認申請書（様式第4号）

イ 変更事業計画書（様式第2号）

ウ 変更収支予算書（様式第3号）

エ その他知事が必要と認める書類

第7 実績の報告

(1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書（様式第5号）

イ 事業実績書（様式第2号）

ウ 収支決算書（様式第3号）

エ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第6号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

附 則

この要綱は、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この改正は、平成30年度分の補助金から適用する。

2 改正前の本要綱に基づく内陸フロンティア推進区域については、改正後の本要綱に基づくふじのくにフロンティア推進区域と読み替えるものとする。

附 則

この改正は、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和3年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

この改正は、令和4年度分の補助金から適用する。

別表第1（第3関係）

事業名	補助対象経費	補助率等
豊かな暮らし 空間創生事業	豊かな暮らし空間創生事業に要する経費（他の補助金により既に国、県等の補助の対象となっている経費を除く。）のうち、整備後に市町が所有しかつ管理することとなる以下の公共施設の工事費（設計費、測量試験費、用地費及び事務費は除く。）に対し市町が補助する額 ア 道路（通路を含む。） イ 公園 ウ 緑地 エ 排水設備（住民が広場等として常時利用できる調整池） オ その他豊かな暮らし空間創生に資するもの	左記に掲げる市町が補助する額の2分の1以内で、10,000千円を限度とする。
美しいいえな み整備事業	美しいいえなみ整備事業に要する経費（他の補助金により既に国、県等の補助の対象となっている経費を除く。）のうち、工事費及び設計費に対し市町が補助する額。	1件ごとに、当該事業に要する経費の3分の1以内かつ市町が補助するのに要する経費の2分の1以内とし、ブロック塀等の長さ1メートルにつき1万2,800円以内で、かつ1敷地につき16万6,660円を限度とする。